

名古屋文理大学並びに名古屋文理大学短期大学部と名古屋市西
区との包括的な連携に関する協定書

名古屋文理大学並びに名古屋文理大学短期大学部（以下「甲」という。）と
名古屋市西区（以下「乙」という。）とは、相互の連携に関して、次のとおり
協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、区政に関する取り組みや人
材の育成等において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的と
する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協
力する。

- (1) 安心・安全で快適なまちづくりに関すること
- (2) 誰もがいきいきと暮らし、支え合うまちづくりに関すること
- (3) 魅力・活気にあふれるまちづくりに関すること
- (4) 人材の育成に関すること
- (5) その他両者が必要と認めたこと

（連携の推進）

第3条 甲と乙は、前条の連携事項を円滑に推進するため、それぞれ連絡調整
に関する担当部署を定め、必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれから
も改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同
様とする。

（秘密保持義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動により、相手方から知り得た秘密事項
について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切につ
いて秘密保持義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場
合は、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項につ
いては、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が署名捺印のうえ、
各々1通を保管する。

令和7年2月26日

甲 稲沢市稲沢町前田 365 番地
名古屋文理大学
名古屋市西区笹塚町二丁目 1 番地
名古屋文理大学短期大学部
学長

景山 節

乙 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
名古屋市西区長

高岡 豊彦